

第2章 薬剤師班の具体的活動内容

第1節 医療救護所における活動

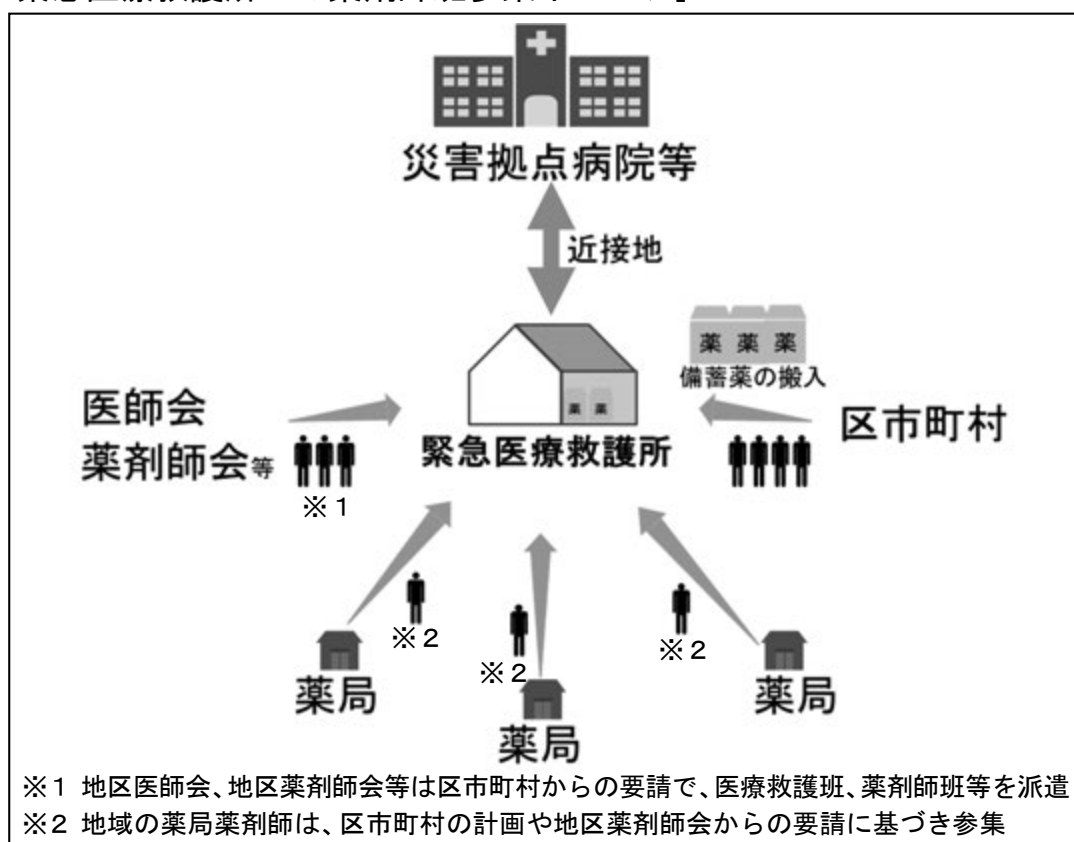
1 薬剤師班の参集

地区薬剤師会に所属する薬局薬剤師は、区市町村が定める地域防災計画に基づき、地区薬剤師班として緊急医療救護所又は避難所医療救護所に参集します。

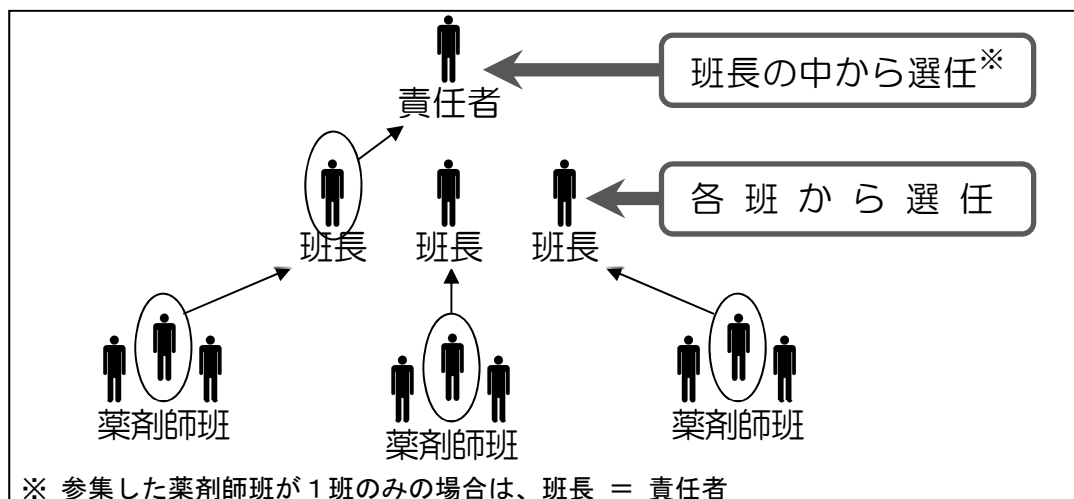
医療救護所に到着したら、速やかに、薬剤師班の班長の中から、全体の「責任者」を選任し、医療救護所指揮者に報告します。また、「責任者」は、医療救護所指揮者に、逐次、参集状況等を報告します。

医療救護所の薬剤師班は、医療救護所指揮者の指示に従って活動します。

[図：緊急医療救護所への薬剤師班参集イメージ]



[図：薬剤師班の班長と責任者]



2 調剤所の設営

(1) 基本的レイアウトの検討

医療救護所には、原則として、次の3区分のスペースを確保します。

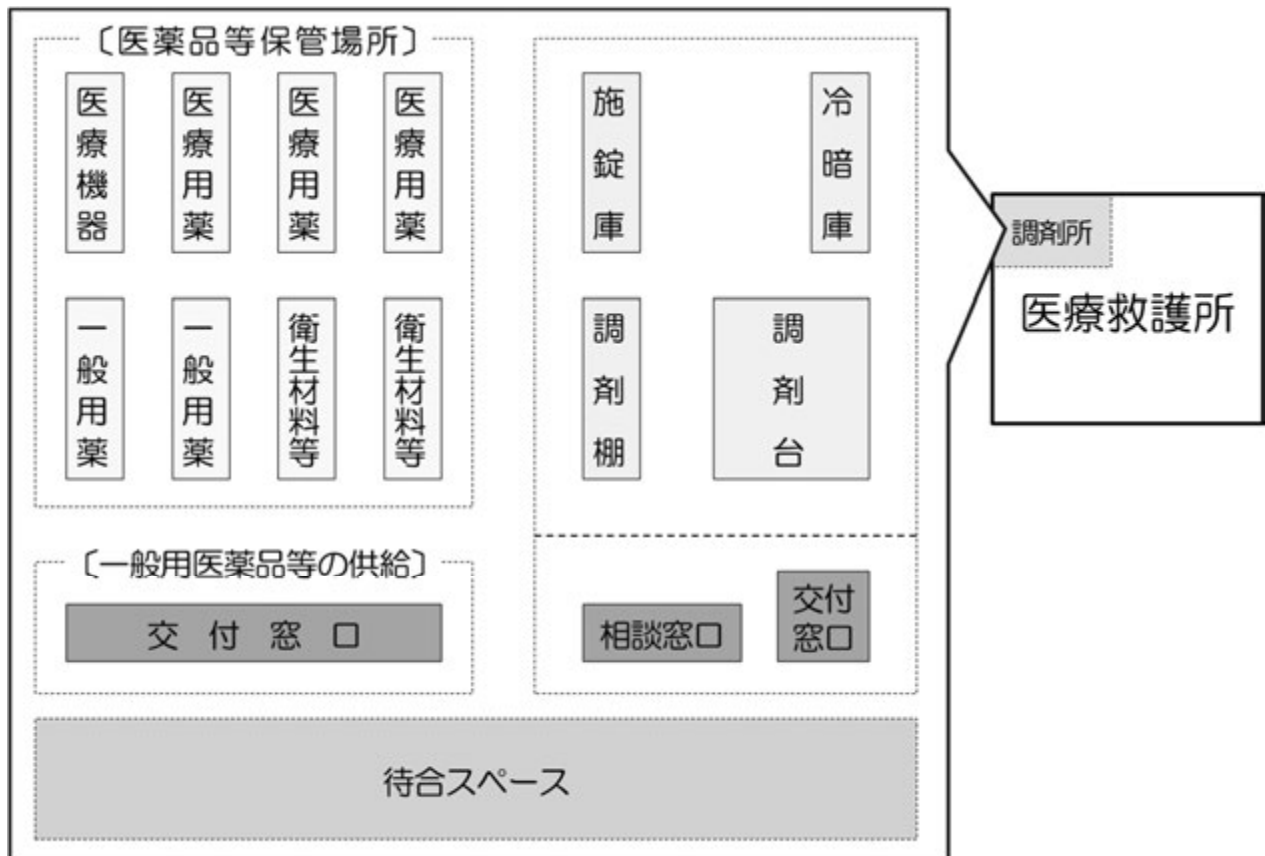
- ① 医薬品等の保管場所
- ② 調剤場所（服薬指導、相談窓口を併設する）
- ③ 一般用（OTC）医薬品、衛生材料等の交付窓口

調剤を行う場所は、関係者以外が立ち入ることのないよう、パーティション等により他の場所と明確に区別します。特に向精神薬等は、調剤場所内の管理が十分に行き届く場所へ安全に保管します。

医薬品等を保管する場所では、風雨や温度・湿度による品質劣化を防止する対策を講じます。特に調剤を行う場所では、可能な限り集塵装置を設置するなど、医薬品等の汚染防止に十分留意します。

あらかじめ基本的レイアウトが作成されている場合は、それを参照の上、施設の規模、取扱品目数等により適宜、拡大又は縮小して設置します。

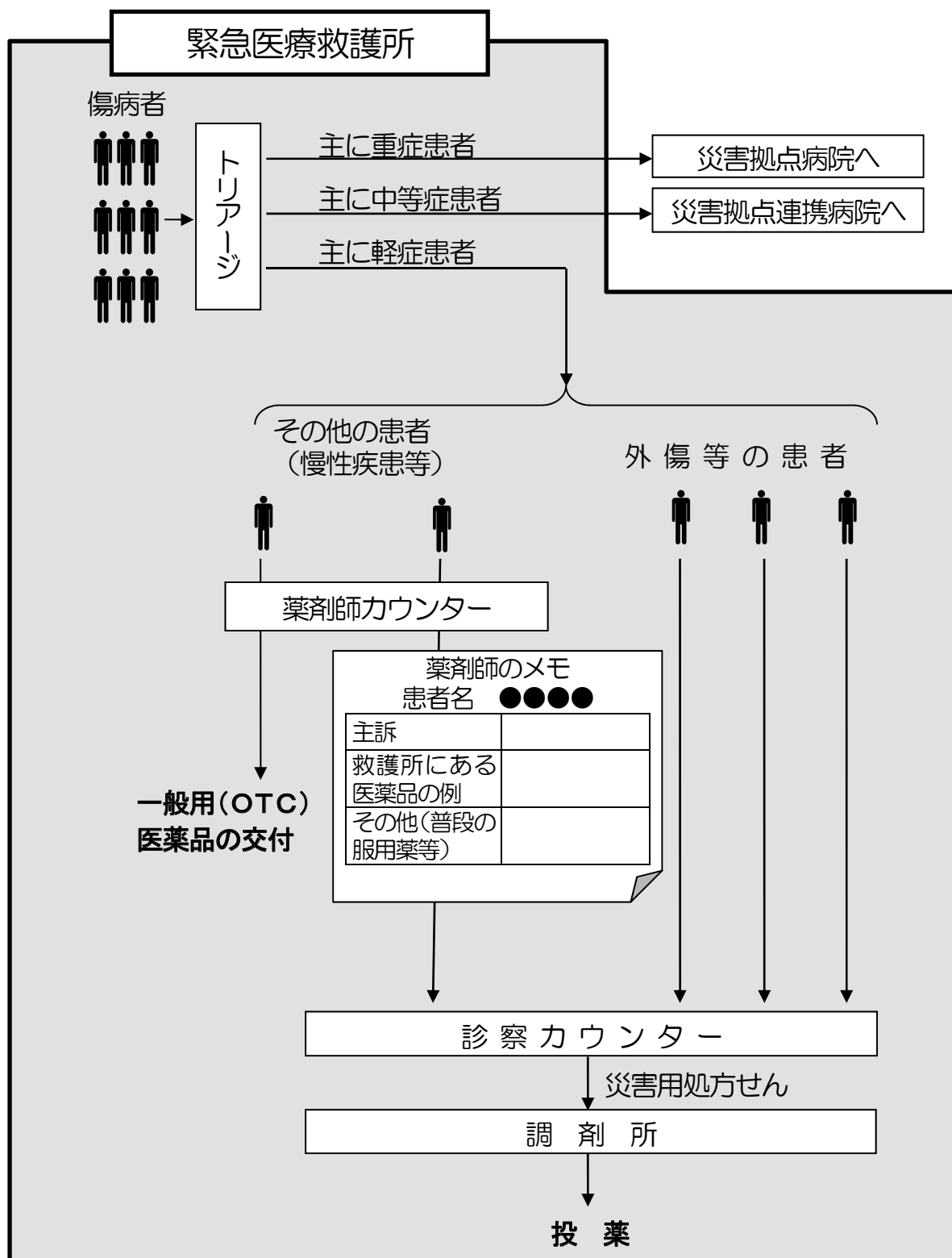
[図：医療救護所に設置する調剤所のレイアウト例]



レイアウトの参考

- 一般用（OTC）医薬品等の交付窓口では、医師の診断・治療を必要としない軽症患者に、薬剤師が一般用（OTC）医薬品の供給等を行います。
- 薬剤師カウンターを医療救護所の入り口付近に設置すると、軽症患者と受診の必要な患者の振り分けや、普段の服用薬等についての聞き取りが診察前に行えるなど、医療救護班の負担を軽減できます。

[図：緊急医療救護所での患者動線のイメージ図]



(2) 必要資材の確保

薬剤師等は、下表の「調剤所必要物品」の確保に努めます。

なお、調剤用資材の調達は、区市町村等のほか、状況によっては近隣薬局等へ提供を要請するなど、柔軟かつ迅速な対応を図ります。

[表：調剤所必要物品リスト（例示）]

	品名		品名
設置用資材	<input type="checkbox"/> 軽量ラック（落下防止バー付） <input type="checkbox"/> 簡易薬品棚（医薬品を保管するための間仕切り付きケース等） <input type="checkbox"/> 台車（カゴ付） <input type="checkbox"/> 机、イス <input type="checkbox"/> 樹脂パレット <input type="checkbox"/> ポータブル電源（冷蔵庫、OA機器等の電源として使用）	OA機器	<input type="checkbox"/> ノートパソコン、 <input type="checkbox"/> プリンタ（コピー機能付きのもの） <input type="checkbox"/> USBメモリ <input type="checkbox"/> スマートフォン（携帯電話）用のUSBケーブル（充電、PCへのデータ転送で使用）
	<input type="checkbox"/> アウトドア用冷蔵庫（電気不要タイプもあり）またはクーラーボックス及び瞬間冷却材等 <input type="checkbox"/> 施錠可能ロッカー（向精神薬等保管用）		<input type="checkbox"/> 災害用処方せん（様式1） <input type="checkbox"/> 災害用緊急薬袋（様式2） <input type="checkbox"/> 医薬品等発注書（様式3） <input type="checkbox"/> 調剤所備蓄医薬品リスト（作成例は次ページの表参照）
保管用資材	<input type="checkbox"/> 油性マジック…極細字と、赤・緑・青・黒の細字、太字 <input type="checkbox"/> ボールペン、鉛筆、消しゴム等 <input type="checkbox"/> ノート、付箋、メモ用紙 <input type="checkbox"/> A4用紙（コピー等で使用） <input type="checkbox"/> ホチキス <input type="checkbox"/> 輪ゴム <input type="checkbox"/> セロハンテープ、ガムテープ <input type="checkbox"/> カッターナイフ、ハサミ <input type="checkbox"/> 電卓 <input type="checkbox"/> 防災用ライト（懐中電灯、ヘッドライト、ランタン等） <input type="checkbox"/> 乾電池（防災用ライト、電子秤等に使用）	調剤用品	<input type="checkbox"/> 投薬ビン <input type="checkbox"/> 軟膏ツボ、軟膏ベラ、軟膏板 <input type="checkbox"/> 乳鉢・乳棒 <input type="checkbox"/> 薬包紙 <input type="checkbox"/> スパーテル <input type="checkbox"/> 半錠カッター <input type="checkbox"/> メートグラス、スポイト <input type="checkbox"/> 電子秤（乾電池対応品） <input type="checkbox"/> ビニール袋（ファスナー付ポリ袋）…140mm×100mm前後 <input type="checkbox"/> 調剤印 <input type="checkbox"/> お薬手帳
			<input type="checkbox"/> 保険薬辞典 <input type="checkbox"/> 医薬品鑑別辞典等（薬剤識別のための資料） <input type="checkbox"/> 医薬品集（医療用・一般用）

3 医療救護班等との調整

(1) 医療救護班（医師等）

医薬品等の確保状況や調剤用資材の搬入状況等を勘案し、「調剤所備蓄医薬品リスト」等の情報を提供の上、対処可能な処方の内容等について事前に医療救護班の責任者等と調整を行います。

できれば、同種同効薬一覧表を作成しておくなど、医療救護班と緊密な調整を行い、迅速な医療救護活動に努めるとともに、災害用医薬品等の有効活用を図ります。

(2) 近接する病院の薬剤部（緊急医療救護所の場合）

緊急医療救護所で活動する薬剤師班は、近接する病院の薬剤部に、調剤所が設営されたことを情報提供し、薬剤師班の責任者氏名、「調剤所備蓄医薬品リスト」等の情報を提供します。また、業務の棲み分けなどについても、事前調整します。

(3) 近隣の薬局

院外処方せんを応需できるか等、調剤業務の状況について確認を行い、支援できることがあれば積極的に行います。また、必要に応じて、調剤所必要物品の提供等の協力を求めます。

[表：調剤所備蓄医薬品リストの作成例]

●●(緊急)医療救護所調剤所備蓄医薬品リスト (50音順)						
内服薬			外用薬			
	内服薬	規格	数量		規格	数量
内01	PL配合顆粒	1g 100包	1箱	外01	アズノール軟膏	20g 10入 1箱
内02	アーチスト錠	10mg 100T	1箱	外02	インテパンクリーム	25g 10入 1箱
内03	アスベルリン錠	10mg 100T	1箱	外03	クラビット点眼液 0.5%	5本 1箱
内04	アマリールOD錠	1mg 100T	1箱	外04	ゲンタシン軟膏	10g 10入 1箱
内05	アムロジウムOD錠	5mg 100T	1箱	外05	サルタノール インヘラー	100μg 1箱
内06	カロナール細粒 20%	0.5g 100包	1箱	外06	サンビト点眼液 2%	10本 1箱
内07	カロナール錠200	100T	5箱	外07	シムビコートタービュヘイラー	30吸入 1本 1箱
内08	クラビット錠500mg	50T	1箱	外08	ハタノール点眼液 0.1%	10本 1箱
内09	クラリス錠200	100T	1箱	外09	ホクナリンテープ	0.5mg 1箱
内10	ジコシン錠	0.125mg 100T	1箱	外10	ホクナリンテープ	2mg 1箱
内11	タブロンOD錠	15mg 100T	1箱	外11	リンデロンVG軟膏	5g 10入 1箱
内12	ニトロヘン舌下錠	0.3mg 100T	1箱	外12	ロキソニンテープ50mg	5枚 × 10 1箱
内13	ハイアスピリン錠	100mg 100T	1箱			

4 調剤・服薬指導等

(1) 災害用処方せんの設計補助

医療救護所の医師が処方希望する医薬品の在庫がない場合は、代替薬を提案する等、医薬品の有効活用に努めます。また、患者から事前に服用歴、アレルギー歴等を聞き取り、お薬手帳を持参している場合はその情報もあわせて医療救護所の医師へ伝え、診療効率の向上を図ります。

(2) 災害用処方せんに基づく調剤

① 医療救護所の調剤所では、当該医療救護所の医師が発行した災害用処方せんにより調剤します。また、医師が処方希望する医薬品の在庫がない場合は、代替薬を提案する等、医薬品の有効活用に努めます。

[図：処方医師又は処方せんの記載補助者が記載した「災害用処方せん(p70様式1)」の例]

「生年月日」の代わりに、「年齢」の記載でも可

トリアージ・タグを転記する場合等は、「カタカナ」での記載も可

災害用処方せん			
患者	氏名 (カタカナでの記載も可)	東京子	医療救護所等の名称・所在地 メトロ病院前医療救護所 新宿区西新宿X-△-□
	性別	女	処方医師が所属する医療支援チーム等の名称 東京都医療救護班
患者	年齢 昭和・平 西暦	57年11月28日生	処方医師氏名 都方花子
交付年月日	平成31年4月8日		連絡先(スマートフォン・携帯電話番号等) 090-XXXX-XXXX ←
処方せんの使用期間	交付の日を含めて4日以内		
処方	ロキソプロフェンNa (60) 3T 分3 毎食後		
	クラリスロマイシン (200) 2T 分2 朝夕食後		
2日分			
備考	患者連絡先(スマートフォン・携帯電話番号等)		
調剤済年月日	平成 年 月 日	調剤した薬剤師氏名	
調剤所の名称所在地	<input type="checkbox"/> 医師がこの処方せんを発行した医療救護所等と同じ <input type="checkbox"/> その他(余白へ具体的に記載)	調剤した薬剤師の所属する薬剤師班等の名称	<input type="checkbox"/> 都・道府・県 薬剤師班 地区 <input type="checkbox"/> その他(余白へ具体的に記載)

※ この書類は、調剤を行った場所(医療救護所の調剤所等)で保管してください。

薬剤師からの疑義照会等に対応するため、処方医師の連絡先を記載

《参考》

● 医師法施行規則第21条(処方せんの記載事項)

医師は、患者に交付する処方せんに、患者の氏名、年齢、薬名、分量、用法、用量、発行の年月日、使用期間及び病院若しくは診療所の名称及び所在地又は医師の住所を記載し、記名押印又は署名しなければならない。

- ② 調剤済みとなった災害用処方せんには、「調剤済年月日」、「調剤した薬剤師氏名」及び「調剤した薬剤師の所属する薬剤師班等の名称」等の必要な事項を記入し、調剤日別に保管します。

[図：調剤済みとなった「災害用処方せん（p70 様式1）」の記載例]

災害用処方せん			
患者	氏名 (カタカナでの記載も可)	東京子	医療救護所等の名称・所在地 メトロ病院前医療救護所 新宿区西新宿×-△-□
	性別	男 女	
患者	姓・平 ・西暦	57年11月28日生	処方医師が所属する医療支援チーム等の名称 東京都医療救護班
交付年月日	平成31年4月8日		処方医師氏名 都方 花子
処方せんの使用期間	交付の日を含めて4日以内		連絡先(スマートフォン・携帯電話番号等) 090-XXXX-XXXX
処方	ロキソプロフェンNa (60) 3T 分3 毎食後		
	クラリスロマイシン (200) 2T 分2 朝夕食後		
備考	患者連絡先(スマートフォン・携帯電話番号等) → 080-XXXX-XXXX		
調剤済年月日	平成31年4月8日	調剤した薬剤師氏名	鈴木 次郎
調剤所の名称所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 医師がこの処方せんを発行した医療救護所等と同じ <input type="checkbox"/> その他(余白へ具体的に記載)	調剤した薬剤師の所属する薬剤師班等の名称	由東京(都)道 府・県 地区 薬剤師班 <input type="checkbox"/> その他(余白へ具体的に記載)

※ この書類は、調剤を行った場所(医療救護所の調剤所等)で保管してください。

後日、連絡できるよう、患者の同意を得た上で、電話番号等の患者連絡先を記載しておくとう便利

《参考》

●薬剤師法第26条（処方せんへの記入等）

薬剤師は、調剤したときは、その処方せんに、調剤済みの旨（その調剤によつて、当該処方せんが調剤済みとならなかつたときは、調剤量）、調剤年月日その他厚生労働省令で定める事項を記入し、かつ、記名押印し、又は署名しなければならない。

●薬剤師法施行規則第15条（処方せんの記入事項）

法第26条の規定により処方せんに記入しなければならない事項は、調剤済みの旨又は調剤量及び調剤年月日のほか、次のとおりとする。

- 一 調剤した薬局又は病院若しくは診療所若しくは飼育動物診療施設の名称及び所在地
- 二 法第23条第2項の規定により医師、歯科医師又は獣医師の同意を得て処方せんに記載された医薬品を変更して調剤した場合には、その変更の内容
- 三 法第24条の規定により医師、歯科医師又は獣医師に疑わしい点を確認した場合に、その回答の内容

③ 災害用緊急薬袋を用いて交付します。

〔図：「災害用緊急薬袋（p71 様式2（オ行）」）の記載例〕

医療救護所等

名称
メトロ病院前医療救護所

所在地
新宿区西新宿×-△-□

【災害用 緊急薬袋】

処方履歴が記入されています、
繰返しご使用願います。

おくすり袋

お名前 **東京子 様**

内用薬 処方履歴

月日	薬剤名	用法	医師 薬剤師
10/18	ロキソプロフェンNa (60)「000」	1日 3回 2日分 毎回 1錠 包・カプセル () ずつ服用	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 5px;"> <input checked="" type="radio"/>朝 <input checked="" type="radio"/>昼 <input checked="" type="radio"/>夕 </div> <div style="margin-right: 5px;"> 食前・食後 食後2時間 試薬前 () 時間毎 </div> <div style="margin-right: 5px;"> <input checked="" type="radio"/>医 <input checked="" type="radio"/>薬 </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">鈴木</p>
	10/18	クラリスロマイシン (200)「000」	
/		1日 回 日分 毎回 錠・包・カプセル () ずつ服用	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 5px;"> <input type="radio"/>朝 <input type="radio"/>昼 <input type="radio"/>夕 </div> <div style="margin-right: 5px;"> 食前・食後 食後2時間 試薬前 () 時間毎 </div> <div style="margin-right: 5px;"> <input type="radio"/>医 <input type="radio"/>薬 </div> </div>

※裏面に外用薬の処方履歴欄があります。

調剤した医療救護所等の名称・所在地を記載
(薬剤師法施行規則第十四条第三号)

《参考》

●薬剤師法第25条(調剤された薬剤の表示)

薬剤師は、販売又は授与の目的で調剤した薬剤の容器又は被包に、処方せんに記載された患者の氏名、用法、用量その他厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

●薬剤師法施行規則第14条(調剤された薬剤の表示)

法第25条の規定により調剤された薬剤の容器又は被包に記載しなければならない事項は、患者の氏名、用法及び用量のほか、次のとおりとする。

- 一 調剤年月日
- 二 調剤した薬剤師の氏名
- 三 調剤した薬局又は病院若しくは診療所若しくは飼育動物診療施設の名称及び所在地

(3) 服薬指導等

医薬品交付の際は、患者や代理人へ十分な服薬指導を行うとともに、医療救護所で調剤・交付した薬剤名等を災害用緊急薬袋(お薬手帳があれば手帳にも)に記載し、継続して医療機関等を受診する際は、薬袋又はお薬手帳を医師に提示するよう指導します。

特に普段服用している医薬品と異なる医薬品(同種同効薬等)を交付する場合は、十分に説明を行い、患者の理解を得るよう努めます。

(4) 一般用(OTC)医薬品等の供給

医師の診断・治療を必要としない軽症患者に、薬剤師班がOTC医薬品を交付することで、医師の負担を軽減することができます。

一般用(OTC)医薬品のうち、殺菌消毒薬、含嗽薬など医療用に転用可能な医薬品は、医療救護所の医療用医薬品需給状況を勘案し、医療救護班の救護活動への利用を優先させます。ガーゼ、脱脂綿、包帯等の衛生材料も同様です。

一般用(OTC)医薬品等を交付する場合は、患者の申し出等を十分聞いた上で必要最小量を交付し、お薬手帳がある場合は、交付した医薬品名・数量を記載します。

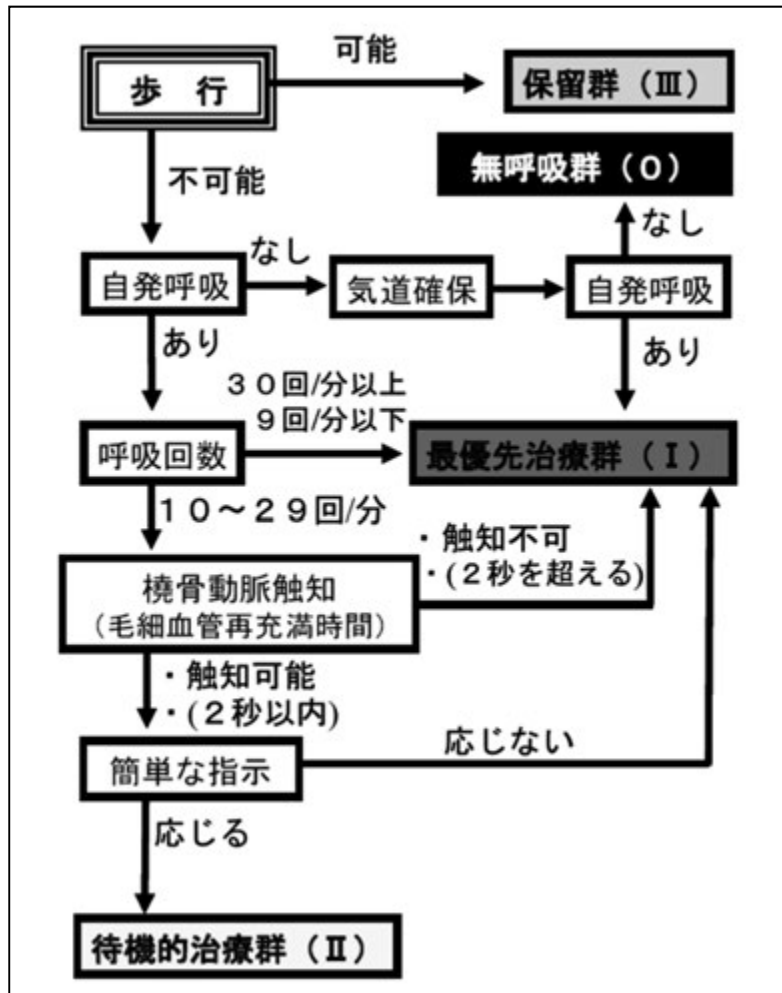
5 トリアージの協力

災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）PP167-172 及びトリアージハンドブック（平成25年11月福祉保健局発行）を参考に作成

(1) START

STARTとは「Simple Triage And Rapid Treatment」の略称です。緊急医療救護所等に参加した薬剤師等は、医師の指示に従って、トリアージの実施、トリアージ・タッグの記載補助などを行います。

[図：START]



出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P168

[図：医療救護所（緊急医療救護所・避難所医療救護所）におけるトリアージカテゴリー]

識別色/分類	内容
最優先治療群 (I)	応急処置後、「災害拠点病院」に搬送します。
待機的治療群 (II)	応急処置後、「災害拠点連携病院」に搬送します。
保留群 (III)	緊急医療救護所や医療救護所で応急処置を行います。
無呼吸 (0)	医師が死亡診断した場合は、遺体安置所に搬送します。

出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）P169

(2) トリアージの実践とトリアージ・タグの記載

① 事前準備

東京都薬剤師班に所属する薬剤師（薬務 太郎：ヤクム タロウ）が、5月8日、メトロ病院前医療救護所で実施するトリアージの事前準備を行う場合

トリアージ・タグ
(災害現場用) 東京都

No. 1	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 5月8日 <u>PM</u> 時 分		トリアージ実施者氏名 ヤクム タロウ	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所 メトロ病院前医療救護所			
トリアージ実施機関 東京都薬剤師班		医師 救急救命士 <u>その他</u>	
傷病名		薬剤師	
トリアージ区分 0 I II III			
0			
I			
II			
III			

複写された文字と区別できるように、トリアージ・タグを記載する際は、全て黒色のボールペン等を使用します。

追加・修正に備え、枠内のスペースを残し、上に詰めて記載します。

トリアージ実施者が薬剤師の場合は、その他の欄をマルで囲い、その下の欄外に、薬剤師と記載します。

《参考》トリアージ・タグの誤記訂正

トリアージ・タグの誤記を訂正する際は、トリアージ区分の変更を除き、2重線で訂正します。

トリアージ・タグ
(災害現場用) 東京都

No. 1	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 5月 8 9日 <u>PM</u> 時 分		トリアージ実施者氏名 ヤクム タロウ	

② トリアージ（1回目）の実施

①で用意したトリアージ・タグを使用して、薬剤師（薬務 太郎：ヤクム タロウ）が、傷病者（東 京子：アズマ キョウコ）にトリアージを実施した結果、自立歩行が可能だったことにより「保留群（Ⅲ）」と判定した場合

傷病者の氏名はカタカナで記載します。

トリアージ・タグの裏面は、カルテとして活用しますので、応急措置、搬送・治療上特に留意する事項などを記載します。

トリアージ・タグ 東京都

(災害現場用)

No. 1	氏名 (Name) アズマ キョウコ	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address) 新宿区西新宿 1-1-1		電話 (Phone) 5432-XXXX	
トリアージ実施月日・時刻 5 月 8 日 3 時 15 分 PM		トリアージ実施者氏名 ヤクム タロウ	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所 メトロ病院前医療救護所			
トリアージ実施機関 東京都薬剤師班		医 師 救急救命士 その他	
傷 病 名		薬 劑 師	
トリアージ区分 0 I II III			

0
I
II
III

トリアージ・タグ 東京都

特記事項 (搬送・治療上特に留意すべき事項)
自宅が火災

その他の応急措置の状況等

前 後

0
I
II
III

③ トリアージ（2回目）の実施

容体が急変した傷病者（東京子：アズマ キョウコ）に、医師（都庁 花子：トチョウ ハナコ）が2回目のトリアージを実施したところ、呼吸回数が30回/分以上だったため「最優先治療群（I）」と判定し、トリアージ・タグを記載した場合

トリアージ区分を変更（Ⅲ⇒Ⅰ）した場合は×で訂正をし、変更した時間とトリアージ実施者の氏名を記載します。

トリアージ区分がⅠと判定された場合、上図の様に、トリアージ・タグのもぎりを行います。

(3) トリアージ・タグの装着

トリアージ・タグは、衣服でなく身体に装着します。

原則、右手首に装着（右写真参照）しますが、この部分が負傷している場合は、「左手首→右足首→左足首→首」の順位で装着します。



第2節 避難所における活動

1 巡回・服薬指導等

(1) 服薬指導等

薬剤師班は、避難所の規模や設置場所によって、避難所を定期的に巡回し、避難所の被災者の服薬状況を調査し、必要に応じて服薬指導を行います。特に避難所生活が長期にわたる場合等は、薬事に関する相談に積極的に応じ、医薬品等の交付が必要と思われる患者に対しては、医療救護所への来所等の適切な指導を行います。

避難所に災害用の備蓄医薬品が配置されている場合は、それらの品質確保や使用方法の指導等に努めます。

また、避難所で不足している医薬品等があると思われる場合には、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）等を通じて供給を要請します。

(2) 医療救護班等との連携

巡回医療救護班や保健師班から薬剤師班へ協力要請があった場合には、薬剤師班も派遣状況、対応可能な業務内容等を勘案の上、巡回医療救護班に同行するなど、関係機関との緊密な連携を図り、医療救護活動への支援を行います。

(3) 一般用（OTC）医薬品等の交付

医師の診断・治療を必要としない軽症患者から、一般用（OTC）医薬品や衛生材料等の供給の要請があった場合の対応を行います。

一般用（OTC）医薬品等を供給する場合は、患者の申し出等を十分に聞いた上で必要最小量を交付し、お薬手帳がある場合は、交付した医薬品名・数量を記載します。

2 公衆衛生活動

薬剤師班は、保健所、保健師、看護師等と連携して衛生管理を行います。

(1) 感染症対策

梅雨シーズン及び夏期におけるノロウイルス、サルモネラ菌、病原性大腸菌等の感染対策として、また、冬期におけるインフルエンザ対策として、仮設トイレやドアの把手等の消毒を行います。また、含嗽薬や手指消毒薬の配置や補充を行うとともに、「手洗いやうがいの励行」「手指消毒」「塩素系漂白剤での靴裏の消毒」等の呼びかけを行います。

(2) 害虫駆除

夏場に大量発生するハエや蚊等の害虫対策として、被害の大きい地区の避難所に殺虫剤及び簡易噴霧器を配布するとともに、仮設トイレやゴミ置場等で殺虫剤の散布方法の説明を行います。

第3節 医薬品集積センターにおける活動

1 医薬品集積センターの開設・運営

(1) 設置

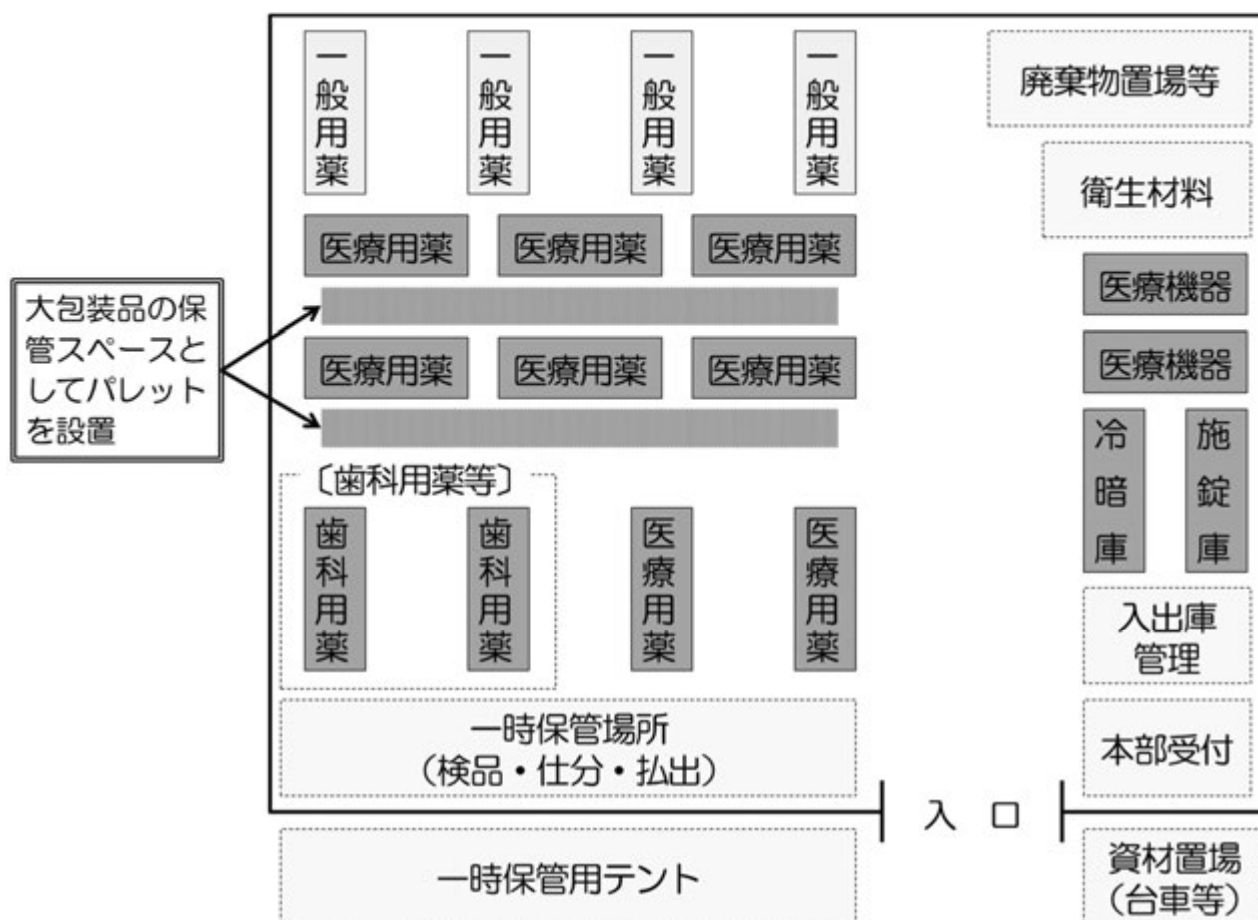
都は、必要に応じて、医薬品集積センターを設置し、被災地外の関係団体や他道府県市などからの医薬品等を集積し、区市町村が設置する災害薬事センターに配送します。

(2) 基本的レイアウトの検討

設置に当たっては、保管中の医薬品等への直射日光照射を防止するとともに、施設内の温度を30℃以下（冬季は15℃以上）に保つよう、換気等により温度管理対策を講じます。

あらかじめ医薬品集積センターの基本的レイアウトが作成されている場合は、それを参照の上、施設の規模、取扱品目数等により適宜、拡大又は縮小して設置します。

[図：医薬品等集積場所のレイアウト例]



(3) 必要資材の確保

参集した薬剤師班は、速やかに必要資材の有無を確認し、不足している資材がある場合は、都災害対策本部等に搬入を要請します。

[表：医薬品等集積場所必要物品リスト（例示）]

品名		品名	
設置 用 資 材	<input type="checkbox"/> 軽量ラック（落下防止バー付）	保管 資 材	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫又は保冷容器・冷却剤
	<input type="checkbox"/> 台車（カゴ付）		<input type="checkbox"/> 施錠可能ロッカー（向精神薬等保管用）
	<input type="checkbox"/> 机、イス	払 出 資 材	<input type="checkbox"/> 医薬品等払出用段ボール
	<input type="checkbox"/> 樹脂パレット		<input type="checkbox"/> 保冷容器（冷暗貯蔵品運搬用）
	<input type="checkbox"/> 大型テント（屋外一時保管用）	O A 機 器	<input type="checkbox"/> ノートパソコン、
	<input type="checkbox"/> 防水用テント（3.6m×5.4m）		<input type="checkbox"/> プリンタ（コピー機能付きのもの）
	<input type="checkbox"/> 連絡通信機器類等		<input type="checkbox"/> USBメモリ
	<input type="checkbox"/> ポータブル電源（冷蔵庫、OA機器等の電源として使用）		<input type="checkbox"/> スマートフォン（携帯電話）用のUSBケーブル（充電、PCへのデータ転送で使用）
事 務 用 品	<input type="checkbox"/> 油性マジック…極細字と、赤・緑・青・黒の細字、太字	帳 票 類	<input type="checkbox"/> 災害用処方せん（様式1）
	<input type="checkbox"/> ボールペン、鉛筆、消しゴム等		<input type="checkbox"/> 災害用緊急薬袋（様式2）
	<input type="checkbox"/> ノート、付箋、メモ用紙		<input type="checkbox"/> 医薬品等発注書（様式3）
	<input type="checkbox"/> A4用紙（コピー等で使用）	書 籍	<input type="checkbox"/> 保険薬辞典
	<input type="checkbox"/> ホチキス		<input type="checkbox"/> 医薬品鑑別辞典等（薬剤識別のための資料）
	<input type="checkbox"/> 輪ゴム		<input type="checkbox"/> 医薬品集（医療用・一般用）
	<input type="checkbox"/> セロハンテープ、ガムテープ		
	<input type="checkbox"/> カッターナイフ、ハサミ		
	<input type="checkbox"/> 電卓		
	<input type="checkbox"/> 防災用ライト（懐中電灯、ヘッドライト、ランタン等）		
<input type="checkbox"/> 乾電池（防災用ライト等に使用）			

2 医薬品集積センターでの薬剤師班活動

薬剤師班は、都災害対策本部の指示を受け、支援物資（医薬品等）の受入れ、仕分け、保管管理、区市町村が開設する災害薬事センターへの払出し等を行います。

3 医薬品集積センターの閉鎖

都災害対策本部は、医薬品等の在庫状況、区市町村が開設する災害薬事センターからの供給要請等の状況を踏まえた上で、東京都災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づいて、医薬品集積センターを閉鎖します。

また、医薬品集積センターに残った医薬品等は、都が返品、廃棄等の処理を行います。

第4節 災害薬事センター(旧称:医薬品ストックセンター)における活動

1 災害薬事センターの開設・運営

(1) 設置

区市町村は、地区薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所などへの医薬品等の供給拠点となる災害薬事センター(旧称:医薬品ストックセンター)を設置します。

また、地区薬剤師会から災害薬事コーディネーター(旧称:医薬品ストックセンター長)を選任します。

(2) 基本的レイアウトの検討

設置に当たっては、保管中の医薬品等への直射日光照射を防止するとともに、施設内の温度を30℃以下(冬季は15℃以上)に保つよう、換気等により温度管理対策を講じます。

あらかじめ災害薬事センターの基本的レイアウトが作成されている場合は、それを参照の上、施設の規模、取扱品目数等により適宜、拡大又は縮小して設置します。

(3) 必要資材の確保

参集した薬剤師班は、速やかに必要資材の有無を確認し、不足している資材がある場合は、区市町村の医療救護活動拠点等に搬入を要請します。

2 災害薬事センターでの薬剤師班活動

薬剤師班は、災害薬事コーディネーターの指示を受け、以下の業務を行います。

- ・区市町村が協定を締結している医薬品卸売販売業者との調整、医薬品等の発注
- ・都が開設した医薬品集積センターとの調整、支援物資(医薬品等)の供給要請
- ・医薬品等の受入れ、仕分け、保管管理、避難所等への払出し

3 災害薬事センターの閉鎖

災害薬事コーディネーターは、医薬品等の在庫状況、医療救護所と避難所からの供給要請等の状況を踏まえて、区市町村災害対策本部(医療救護活動拠点)と災害薬事センターの閉鎖を検討します。

区市町村は、区市町村災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づいて、災害薬事センターを閉鎖します。

また、閉鎖する際、災害薬事センターに残った医薬品等は、区市町村が返品、廃棄等の処理を行います。

第5節 医薬品等の供給

災害時における医薬品等の供給は、医療救護所や災害薬事センターで活動する薬剤師班が協働し、薬局や卸売販売業者等と連携して実施する必要があります。

災害薬事コーディネーターは、これらの業務に主導的に関与することで、区市町村災害医療コーディネーターを補佐します。

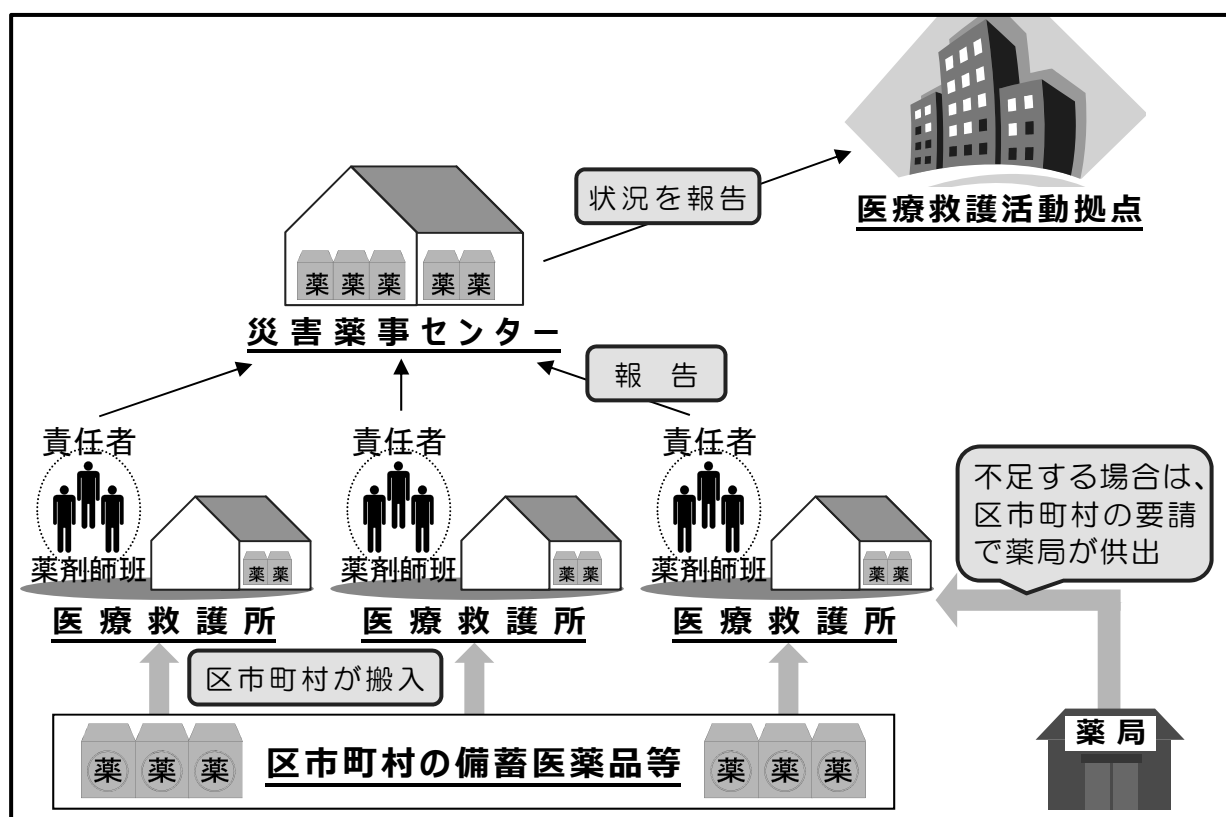
1 発災～概ね72時間以内【卸売販売業者復旧前】

卸売販売業者が復旧するまで（少なくとも72時間）は、区市町村の備蓄医薬品等を用いて無補給で医療救護所での調剤・医薬品供給を行うことが求められます。

災害薬事センターは、医療救護所で活動する薬剤師班の責任者から報告を受けて過不足状況を把握します。医療救護所で医薬品等が不足する場合、災害薬事センターは、区市町村に対し、区市町村と地区薬剤師会との協定に従って薬局等に医薬品等の供出要請をするよう依頼します。

災害薬事センターは、医薬品等の供給に関する情報を医療救護活動拠点に報告します。医療救護活動拠点は、状況に応じ、医療対策拠点又は東京都災害対策本部に情報提供します。

[図：発災直後から72時間までの供給体制]



2 概ね 72 時間以降【卸売販売業者復旧後】

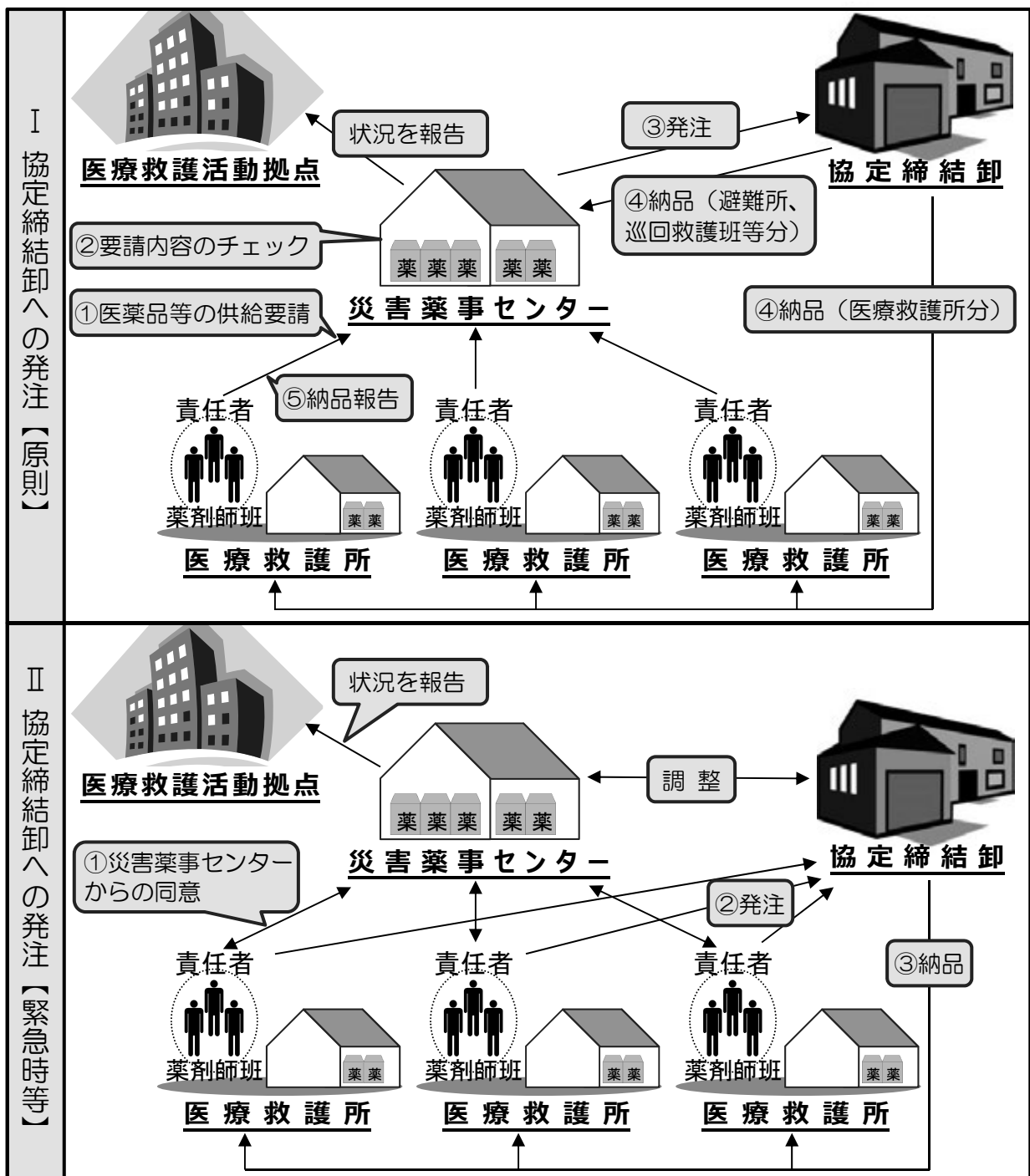
(1) 卸売販売業者からの医薬品等供給の流れ

卸売販売業者復旧後は、区市町村が協定を締結している医薬品卸売販売業者の営業所（以下「協定締結卸」）に対して、医薬品等を発注します。

発注は、原則、災害薬事センターの薬剤師班が行います。ただし、医療救護所で活動する薬剤師班の責任者が災害薬事センターから同意を得た場合は、医療救護所の薬剤師班が協定締結卸へ直接発注することもできます。その際、災害薬事センターは、随時、協定締結卸と供給に関する調整を行います。

災害薬事センターは、医薬品等の供給に関する情報を医療救護活動拠点に報告します。医療救護活動拠点は、状況に応じ、東京都災害対策本部に情報提供します。

[図：卸売販売業者復旧後の供給体制]



(2) 発注と納品

協定締結卸への発注連絡は、電話、FAX等で行います。FAXで発注する場合は、必要に応じて、「医薬品等発注書（p73様式3）」を使用します。その後、協定締結卸に電話連絡し、FAXの到達を確認します。

納品された医薬品等を検品し納品伝票を受け取ります。また、納品伝票の控えに納品を受けた医療救護所の名称と検品した薬剤師の所属・氏名を記載（可能であれば押印）して、協定締結卸に返却します。